

景観形成基準チェックシート

工作物の建設等

基準	事項	記入欄		市審査欄			
		適	不適	適	不適		
指針	位置					・地域の主要な眺望点からの山並みの眺望を妨げないよう工作物の位置及び規模に配慮すること。	
						・山陵や丘陵地を背景とする地域においては、稜線を保全するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。	
						・道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。	
	高さ					・機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えること。	
	形態 意匠					・周辺の景観と調和のとれた形態及び意匠とするよう配慮すること。	
	色彩					・工作物の色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
						・基調色として避けるべき色彩を使わないこと。	
						・自然景観と調和する色彩とすること。	
	素材					・工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	
	緑化					・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。	
						・工作物の外構部や周辺を緑化すること。	
	その他						・単体としての広告物及び工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。
							・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。
							・工作物に付帯する屋外広告物は、極力、抑制すること。
						・近傍に景観資産がある場合は、工作物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。	
勸告 基準	位置					眺望景観保全地域共通 ※各地域の基準に準ずる。 ・眺望領域内において、視点場から視認できる位置に 風力発電設備 、 太陽光発電設備 を設置しないこと。	
						歴史景観地域共通 ・景観重要建造物、寺社等の歴史的な建造物等から視認できる位置に 風力発電設備 、 太陽光発電設備 を設置しないこと。	
	高さ					河川景観保全地域共通 ・河川景観保全地域に設置される風車の高さは、各河川の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項における勸告基準を準用とし、その制限の高さ以下とする。	
	色彩					・工作物の色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。	
※景観形成のために特に配慮した内容							

※建築行為等，工作物等の建設において次のものが計画されている場合

指針	屋外照明					・星空の美しさを阻害しないよう，屋外照明の光は下向きにし，上方光束は避けること。
	特定照明					・商業目的のサーチライトは設置しないこと。
※景観形成のために特に配慮した内容						

備考

- 1 計画において，景観形成基準に特に配慮した事項がある場合「適」及び特に配慮できなかった事項がある場合「不適」の欄にチェックすること。
- 2 計画において，景観形成基準に特に配慮した内容，または配慮できなかった事項がある場合は理由について記載すること。
- 3 太枠の欄は，記載しないこと。